

パブリックコメント案件概要

案件名: 第4期あまがさきし地域福祉計画(素案)及び素案に対する市民意見公募手続の実施

1. 施策の概要

あまがさきし地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画にあたるもので、地域福祉の担い手である地域住民、福祉サービスを提供する社会福祉施設や事業者などのすべての人々の参画と協働のもとで地域福祉の推進に取り組むための推進方策等を定めています。

現在の第3期計画の計画期間が平成29年度から令和3年度であることから、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第4期計画を策定します。また、本計画においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく計画も内包して策定します。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

ごみ屋敷や多頭飼育崩壊といった支援につなげにくい課題の増加や、近年ヤングケアラーといった課題が顕在化するなど、制度の狭間の課題が増加しています。また、8050問題、ダブルケア等の一つの支援機関や制度では解決できない複雑・複合化した課題が増え、これまでの支援体制では十分な対応が難しくなっています。また、少子高齢化の進展や人々の暮らし方、働き方等の多様化により、住民同士のつながりが弱くなることで、困りごとを抱えた市民が地域で孤立したり、地域社会から排除されるといったことが懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的サービスによる包括的な相談支援とともに、身近な地域で活動する市民、団体、事業者などの主体的な参画と協働によるささえあいの地域づくりが必要となります。

3. 目指す姿・対応策など

「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき」を基本理念とし、基本目標を次のとおり定め、取組を進めます。

- 1 「ささえあい」を育む人づくり
- 2 多様な主体の参画と協働による地域づくり
- 3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

なお、第4期計画においては、令和2年6月の社会福祉法改正により創設された「重層的支援体制整備事業」による分野横断的な包括的支援体制の構築とともに、誰もが地域で安全・安心に暮らし続けるための地域の見守り・ささえあい活動の充実に向けた取組等を進めます。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 市民、団体、事業者、行政など本市に関わる全ての主体

期間: 令和4年度から令和8年度まで

5. 市民意向調査の概要

令和3年1月に市内在住の市民2,000人、民生児童委員799人、保護司165人、福祉事業者242事業者に対して、地域福祉に関する意識調査を実施(回収率: 市民41.1%、民生児童委員97.5%、保護司80.0%、福祉事業者61.6%)し、本計画策定のための基礎資料としました。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

PDCAサイクルの手法による第3期計画の評価内容の精査とともに、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会の中に学識経験者や各福祉分野の活動実践者、民生児童委員等からなる計画策定部会を設置し、令和2年10月から令和3年11月までの間に、分科会3回、部会7回を開催し、協議を進めました。

(主な内容)

- ・市民意識調査結果等を踏まえた現状分析、課題整理
- ・基本理念、基本目標等の考え方及び施策の展開(重層的支援体制の構築、再犯防止の推進、成年後見制度の利用促進等について)
- ・計画の進行管理と評価

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

—

7. 今後のスケジュール

令和4年2月 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会の開催(パブリックコメントの意見反映等)

3月 パブリックコメント等の結果の公表

3月 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会から本計画について答申

8. 添付資料

あまがさきし地域福祉計画(素案)

9. お問い合わせ先

健康福祉局福祉部福祉課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館3F

電話番号(TEL) 06-6489-6348 、ファクス(FAX) 06-6489-6329

メールアドレス(Eメール) ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp